

「はい、こちら企業の労働110番です」。

電話の主は、従業員40名ほどの製造業の総務課長でした。「ここ最近、新入社員を雇うことがなかつたが、4月からいい人材を採用することが

るだろうか?」との相談でした。

この方は、安全衛生に熱い情熱を持ち、日頃から労働災害防止にご尽力されている、何度かお話しをした際にそう感じていた。このような相談

をいただけることを協会職員として、胸が熱くなる瞬間のひとつだ。

そこで、協会で行っている教育を行つて、新入社員向けの「雇入時安全衛生教育」。

まず、新入社員2つご紹介した。

第1号 機械等、原材料等抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること

の労働者については、次の第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができます。

新入社員や経験年数の少ない未熟練労働者は、作業に慣れておらず、また危険に対する感覚も低いため、労働災害発生率が高い状況にあります。そのため、雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の実施が重要な役割を果たしています。



次に、安全衛生担当者育成のために無料で実施している「安全衛生基礎講習」。

第12次防の最終年を迎える

こと

第3号 作業手順に関する

こと

第4号 作業開始時の点検

に関すること

第5号 当該業務に関する

こと

第6号 整理、整頓(とん)

ん)及び清潔の保持に関する

こと

第7号 事故時等における

こと

第8号 前各号に掲げるも

のほか、当該業務に関する

事項

こと

<p